

# 町田市内全域の移動等円滑化の全体方針の概要

目的  
と  
策定  
の進  
め方

町田市では、町田市福祉のまちづくり総合推進条例等と町田市交通マスタープランに基づいて各施設や道路のバリアフリー化を推進しています。

今後さらに、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進するために、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」）を受け、地区を定めて、バリアフリー基本構想を策定します。

各地区の基本構想の策定にあたり、基本構想を策定する地区や策定の考え方を示すため、町田市内全域の移動等円滑化の全体方針（以下「全体方針」）を策定しました。

全体方針は、町田市福祉のまちづくり推進協議会のバリアフリー部会において、検討を進めてきました。

## 1. 重点整備地区候補の抽出

町田市の中でも、人口が集中し、近年、増加傾向にある交通の拠点性が高い鉄道駅周辺の9地区（町田駅周辺、成瀬駅周辺、つくし野駅周辺、すすかけ台駅周辺、南町田駅周辺、玉川学園前駅周辺、鶴川駅周辺、多摩境駅周辺、相原駅周辺）と鉄道空白地帯でバス利用が特に多い、山崎団地周辺地区を重点整備地区の候補に抽出しました（裏面 位置図 参照）。

## 2. 重点整備地区における基本構想策定の考え方

### (1) 重点整備地区の位置・区域

抽出した候補地区から、基本構想を検討する対象地区を設定します。対象地区については、次の考え方にに基づき重点整備地区の区域を設定し、検討を進めます。

【重点整備地区の区域設定の考え方】

- 都市機能（業務・商業施設等）が集積している範囲
- 高齢者・障がい者等を含めた不特定多数の人が利用する施設（以下「各施設」）を含む範囲
- 一般的な徒歩圏域：駅等の交通拠点となる施設を中心として半径500m内外の各施設が集積するエリア

### (2) 重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

対象地区の特性と課題を踏まえ、移動等円滑化の基本理念と基本方針を設定します。

- 地区全体の移動等円滑化整備の方向性を示す基本理念
- 基本理念を達成する基本方針を設定する

### (3) 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化の事項

#### ①生活関連施設

バリアフリー新法にのっとり、地域特性や市民意向の調査結果を考慮し、「東京都建築物バリアフリー条例」「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」等を基に、日常生活や社会生活において多くの人や障がい者・高齢者等が利用すると考えられる特定旅客施設（駅等）、官公庁施設、福祉施設、その他の施設を設定します。

#### ②生活関連経路

生活関連経路の設定にあたっては、①で抽出した生活関連施設及び市民意向の調査結果を基に、生活関連施設の相互間を結ぶ経路で、利用が多い経路等を優先的に設定します。

（例：駅と市役所を結ぶ経路等）

## (4) 実施すべき特定事業その他事業に関する事項

### ①公共交通特定事業

公共交通特定事業の各対象施設の事業内容を設定します。

- 主な事業内容は、公共交通移動等円滑化基準に適合していないものや、基準にない場合も利用者の指摘や安全性・利便性等からみた問題度合を考慮して設定します。
- 対策の考え方と整備内容は、公共交通移動等円滑化基準に適合する必要がありますが、早期整備が困難な場合は実現性を考慮した暫定的な内容を設定します。

### ②道路特定事業

生活関連経路において、早期実現を図るために、優先的に整備を進める最重要生活関連経路を設定し、各種関連事業と整合をとりながら、各経路の事業内容を検討します。

- 主な事業内容は、「道路移動等円滑化基準」に適合していないものをあげますが、案内や誘導など基準に具体的な内容がない場合も、利用者の指摘や安全性・利便性等からみた問題度合を考慮して設定します。
- 対策の考え方と整備内容は、「道路移動等円滑化基準」に適合する必要がありますが、早期整備が困難な場合は実現性を考慮した暫定的な内容を設定します。

### ③建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業などの特定事業

特定旅客施設を除く生活関連施設において、早期実現を図るために、優先的に整備を進める最重要生活関連施設を設定し、バリアフリーの問題内容について検討します。

- 主な事業内容は、「建築物移動等円滑化基準」に適合していないものを設定します。
- 対策の考え方としては、国の「建築物移動等円滑化基準」に適合することですが、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」の基準に適合することを目標とします。
- 各施設の事業内容や実施時期は、各施設で建物の構造や改築等費用の確保など困難な課題があることから、個別協議により事業を進めていきます。

### ④交通安全特定事業

最重要生活関連経路において、公安委員会が行う「交通安全特定事業」を検討します。

- 信号機の改良（問題箇所、音響機能の整備、改良など整備内容）
- 違法駐車防止のための指導・取締り等（問題箇所・区間、整備内容）

### ⑤その他の事項

重点整備地区において、①～④以外に行う関連事業の内容について記載します。

## 3. 市域内の移動等円滑化の進め方

町田市の事業は、重点整備地区候補の中から、居住人口、交通の拠点性、公共施設の数などを踏まえて、順次、基本構想を作成します。

基本構想作成後は特定事業計画を作成し、設定した事業の目標年次に向けて特定事業等を実施していきます。

だれもが利用しやすい施設とするために、特定事業の設計時に、高齢者・障がい者等の意見を聴取できる機会を設けます。

民間施設の整備推進など事業実施上の問題点を明確にし、事業の進行管理・評価も合わせて行いながら、新たな施策や改善策（措置）を講じることによって、PDCAサイクル\*に基づく段階的・継続的発展（スパイラルアップ）を踏まえた取り組みを行います。

※ PDCAサイクル：計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結びつけ、その結果を次の計画に活かす手順。（出典：国土交通省HP）

発行 : 2011年3月

お問い合わせ : 町田市都市づくり部都市計画課交通計画係

〒194-0021 町田市中町1-4-2 電話: 042-709-0614 FAX: 042-709-0598

Eメール: toshi010@city.machida.tokyo.jp

# 重点整備地区候補の位置



## 〈全体方針の検討経緯〉

全体方針は、学識経験者、障がい者団体、市民、交通事業者等で構成されている町田市福祉のまちづくり推進協議会のバリアフリー部会において、2008 年度より概ね 2 年間をかけて検討を進めてきました。

なお、当部会は、町田駅周辺地区のバリアフリー基本構想も検討しました。

2008 年度（2 回開催）

- 検討の方向性の検討
- モデル地区の検討

2009 年度（2 回開催）

- 重点整備地区候補の抽出
- 市民意向(アンケート調査)の把握
- 全体方針案の中間まとめ

2010 年度（2 回開催）

- パブリックコメントの報告
- 全体方針の策定



バリアフリー部会の検討状況

## 〈参考〉

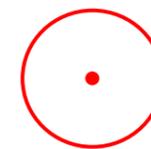
### バリアフリー新法とは

ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年 6 月 21 日公布、12 月 20 日施行)であり、高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者などが利用する施設が集まった地区(重点整備地区)において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していくという法律です。

### バリアフリー基本構想とは

バリアフリー新法第 25 条において、市町村は、重点整備地区について、基本構想を作成することができることとされ、移動等円滑化の基本方針、重点整備地区の位置、生活関連施設・生活関連経路、実施すべき特定事業を決定します。

凡例



半径 500m